

平成 26 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 26 年 12 月 11 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 11 時 48 分

議事日程

開会 平成26年12月11日（木）午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて（平成26
年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）

日程第 5 議案第 2 号 阿武町協働のまちづくり条例

日程第 6 議案第 3 号 阿武町定住促進条例

日程第 7 議案第 4 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

- 日程第 8 議案第 5 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例
- 日程第 11 議案第 8 号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例
- 日程第 12 議案第 9 号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例
- 日程第 13 議案第 10 号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 11 号 阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度阿武町一般会計補正予算(第 5 回)
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第

3 回)

日程第 20 議案第 17 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)

日程第 21 議案第 18 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 22 議案第 19 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 23 議案第 1 号から議案第 19 号までを委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齋	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(田中敏雄) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼、おはようございます。

ご着席ください。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成26年もあと20日を残すばかりとなり、議員の皆様には年の瀬を控え極めてご多忙の中を、平成26年第4回阿武町議会定例会が招集されるにあたり、応招ご出席をいただき誠にありがとうございます。

師走に入り、近年にない寒波の襲来により、福賀地区においては積雪が10センチを超え、収穫適期の大豆が雪に埋もれて、関係者の皆さんは大変心配されており、無事に収穫ができることを念願しているところであります。

さて、今年1年を振り返ってみますと、4月には消費税が5パーセントから8パーセントに増税され、5月には民間有識者による国民創成会議が2040年に896市区町村で、20から39歳の女性が5割以上減り、人口減が加速し行政サービスの維持ができなくなる、つまり町が消滅すると公表され、各方面に大きな波紋を与え、その中には当然のことながら当町も入っております。8月には、広島市北部の安佐南、北区で土砂災害が発生し、多数の住宅が倒壊、74人の方々が犠牲になられ、また26日には、国の有識者検討会が日本海側の地震が想定される津波の高さと到着時間を初めて公表し、当町では、最短到着時間は、菊川断層地震で14分、津波の高さは0.9メートル、石山断層地震では、到着時間が73分で、津波の高さが2.3メートルと発表されております。10月には台風18、19号が2週続けて上陸し、各地域で死傷者があり、また小渕経産大臣、松島法務大臣が、不透明な資金処理あるいはうちわの配布問題などで辞任しました。

11月には、日本映画界の国民的スター、高倉健さんが死去され、座右の銘が、行く道は精進にして忍びて終わり悔いなし、との彼の生き様には多くの人が勇気づけられたことと思います。

国政においては、まちひと仕事の創生法が11月に可決され、地方の活性化にどう反映するかが、当町としては大きな期待が持たれるところであります。また通常国会会期末ぎりぎり、改正災害対策基本法が成立し、その結果、これまでできなかった、雪道などで動かなくなった自動車、あるいは放置自動車などを強制撤去、排除が可能となり、この12月、寒波に伴う災害人命救助などにおいて、非常に役立っております。また、今月14日には、我々地方の国民にとって大変関心が持たれる、この2年間の安倍政治が問われる衆議院選挙が執行され、アベノミクスに加えて集団的自衛権の行使容認や原発再稼働問題などを争点に、有権者の審判がどう下されるかが注視されるところであります。

さて、当町におきましては、平成27年度からスタートします5カ年間の基本構想基本計画の策定に向け、阿武町住みよいふるさと計画審議会が今日までに2回開催され、まちづくりの方向性について審議されています。また、今月3日、13時22分、小惑星探査機はやぶさ2号が種子島宇宙センターから打ち上げられ、地球から約3億キロ離れた小惑星から岩石を採取して、6年後に帰還するといった、我々には想像もつかない取り組みに、今日閉塞した日本社会において、大きな夢と希望を与えてくれるものではないでしょうか。単独町政を選んだ当町においても、はやぶさ2号に負けないよう、小さくても個性が光る自立したまちづくりに向け、邁進しなければならないと意を新たにしているところであります。

本日から始まります今期定例会は、ご案内のとおり付議されました案件は、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成26年度阿武町一般会計補正予算（第4回））をはじめとする議案19件、全員協議会において報告1件であ

ります。また、1 人の方から一般質問の通告がなされております。議員の皆様
の厳正公平な判断と、慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚
だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 ただ今の出席議員は、8 人全員です。定足数に達していますので、こ
れより平成26年第 4 回阿武町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程に
ついては、あらかじめお手元に配布しておりますとおり、本日は一般質問、議
案説明、委員会付託です。また、本会議終了後、特別別委員会及び現地踏査が
行われます。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 9 月 10 日開催の平成26年第 3 回
阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

9 月 21 日、平成26年度宇田郷地区ふれあい運動会が開催され、開会式に本
職が出席しました。

9 月 24 日、阿武町交通安全大会が町民センター文化ホールで開催され、議
員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

9 月 26 日、平成26年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位
出席されたことはご高承のとおりであります。

9 月 27 日、第10回阿武町グラウンドゴルフ大会がグリーンパークあぶで開
催され、開会式に本職が出席しました。

10 月 8 日、第41回山口県商工大会、地域振興懇話会が山口市で開催され、
本職が出席しました。

10 月 12 日、平成26年度第13回みどり保育園運動会が体育センターで開催さ

れ、開会式に本職が出席しました。

10月15日、第14回阿武町福祉スポーツ大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

同日午後、北海道上川郡東神楽町議会が行政視察に来町され、小田副議長が歓迎の挨拶を行いました。

10月17日、平成26年度阿武萩農山漁村女性フォーラムが町民センターで開催され、本職が出席しました。

10月22日、平成26年度山陰自動車道（益田～萩間）の整備促進に関する要望活動が、広島市の中国地方整備局及び防府市の山口河川国道事務所並びに山口県庁において行われ、小田副議長が出席しました。

11月2日、第33回福賀大農業まつりが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月3日、第27回宇田郷ふれあい祭りが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月7日、山口県町議会議長会の11月定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月12日、第58回全国町村議会議長会が東京NHKホールで、14日、全国過疎地域自立促進連盟の第124回理事会及び第45回定期総会が東京メルパルクホールで開催され、本職が出席しました。

11月15日、萩東道路整備促進協議会総会が萩市民館で開催され、本職が出席しました。また、同日午後、山陰自動車道（益田～萩間）整備促進決起大会が萩市民館大ホールで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

11月17日、新潟県議会総務文教委員会が行政視察に来町され、本職が歓迎の挨拶を行いました。

11月18日、平成26年度地方行財政講演会が山口市のホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

11月22日、奈古高等学校学校祭が開催され、本職が出席しました。

また、同日、第29回さん3ふるさとまつりが開催されたことは、ご高承のとおりであります。

11月26日、地域づくり研究集会在町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

11月29日、水と命の講演会が萩市のサンライフ萩で開催され、小田副議長が出席しました。

12月5日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

12月7日、第29回阿武町力くらべ綱引き大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここでは今期定例会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成26年第4回阿武町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私共々多繁の中、本定例会へご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、師走に入り何かと気ぜわしい毎日ではありますが、改めて本年1年を振り返ってみますと、全国各地で自然災害が発生したものの、当町におきましては、昨年のような大きな災害もなく一安心しているところでありますが、そうし

た中、先ずは何と申しましても 4 月 20 日の道の駅阿武町のリニューアルオープンであります。村岡山口県知事等のご出席のもと、盛大にオープニングセレモニーを開催いたしました。その後、利用者の皆さんのご意見も取り入れながら細かい改良等も加え、概ね順調な滑り出しだと思っておりますが、この施設のリニューアルオープンが地域活性化の起爆剤となり、新たな製品の開発や起業、新たな観光の創出や交流、そして、ひいてはこれが地域経済に好影響を及ぼすことを願ってやまないところであります。

また、7 月には、本町に事業所等を有する 22 の事業者さんと地域見守りネットワークの協定を締結することができました。このことにより、高齢者や障がい者、あるいは子どもたちが住み慣れた地域で、いろんな角度から見守られながら安心して暮らし続けられる仕組みづくりが大きく前進したと思っております。

しかし、この様な中、農林水産業を基幹産業とする本町にとりましては、大変ショッキングな出来事もありました。それは、米の仮渡し金の減額の問題であります。

最終的な精算額がいくらになるかは定かではありませんが、人口減少や主食品の多様化等により、今後も米の需要は減退する方向の中で、ワシントンで開催中の TPP、主席交渉官交渉の行方も気になるころではありますが、いずれにいたしましても、米特化型の農業からいかに脱却し、効率的で収益性の高い農業、あるいは、新たな生産、流通方式に切り替えるか、町、JA、各農家や農業法人が真剣に考え、早急に取り組む必要があると感じているところであります。

一方、国政においては、いわゆるアベノミクス解散により、来る 14 日の投票日に向け現在、衆議院選挙戦が繰り広げられているところでありますが、安倍内閣が発足し約 2 年、経済の好循環が大都市、大企業では起こり始めていると

いうふうに報じられておりますが、地方にあってはまだまだこの効果が実感できない状況でございます。

まさに、地方創生には、都市と地方の所得格差や人口の偏在を是正し、中でも雇用の場の確保と安定、さらに賃金の上昇は必須の要件でありますので、新たな政権下においては、地方創生は国の最重要課題として、より一層の推進が図られていくことを期待しているところであります。

現在、当町におきましては、ご案内のとおり、平成27年度から31年度の5カ年の新たな基本構想、基本計画の策定作業を進めているところでございます。その資料とするため、今年6月に実施した、まちづくりアンケートにおいて、一般住民の86パーセントの人が阿武町に住み続けたい、あるいは、どちらかといえば阿武町に住み続けたいと答えていらっしゃいます。また、中学生高校生の94パーセントの人が、阿武町が好き、あるいは、どちらかといえば阿武町が好きと答えております。本当にありがたいことと思っているところでございます。

ただ、逆に改善に向け取り組まなければならないことも多くあげられているところでございます。現在、アンケートにあった色々な建設的なご意見を参考にしながら、職員が一丸となって計画策定に取り組んでいるところでありますので、議員各位には、素案もお送りしておりますが、最終日には、ご意見をお伺いする場も設定しておりますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成26年度阿武町一般会計補正予算（第4回））につきましては、衆議院の解散に伴い、この14日に執行される衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に

係る所用の経費について、去る11月25日付けで一般会計補正予算（第4回）の専決処分を行いましたので、これをご報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、阿武町協働のまちづくり条例につきましては、町制施行60周年を記念し、町と町民が協働、協力してまちづくりを行うための基本理念や基本的事項等を定める条例の新規制定であります。

次に、議案第3号、阿武町定住促進条例につきましては、若者定住を進めるためにUターン奨励金や転入奨励金など各種奨励金を規定しております現行の阿武町人口定住促進に関する条例の内容を見直し、拡充し、各種奨励金の単価の増額、また新婚世帯や子育て世帯、あるいはIターンの世帯が住宅を取得する場合においても一定の奨励措置を講ずる等のための条例の全部改正であります。

次に、議案第4号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例並びに、議案第6号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3条例につきましては、いずれも国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び人事院勧告に伴う期末手当や月例給等の改正であります。

次に、議案第7号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び、議案第8号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに、議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3条例につきましては、いずれも子ども子育て関連3法の施行に伴い、平成27年4月から子ども子育て支援の新制度が開始され、市町村で新制度に係る施設の運営や設備の基準等を条例で定める必要があることから関連3条例を新規制定するものであります。

次に、議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の見直しに係る関係政令等の改正に伴い、来年 1 月 1 日から出産育児一時金を増額改定するための条例の一部改正であります。

次に、議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設ごとに異なっております農業集落排水施設の使用料を町内同一料金に改正するための条例の一部改正であります。

次に、議案第 12 号、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業集落排水施設同様に、施設ごとに異なっております漁業集落排水施設の使用料を町内同一料金に改正するための条例の一部改正であります。

次に、議案第 13 号、平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 5 回）につきましては、今回の補正額は、1 億 4,339 万 5 千円の追加で、補正後の歳入歳出予算の総額は 30 億 2,010 万 1 千円となるところであります。

なお、今回の補正の人件費全般について議案第 4 号から第 6 号の人事院勧告に伴う、職員の月例給や勤勉手当等の調整を計上しているところでございます。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、総務費につきましては、自前の個別システムで対応しております住宅使用料ほか 4 つの使用料等の管理を統一料金システムに移行するための専用パソコン及びシステム導入作業委託料の新規計上、また、福賀のお試し住宅に常備する冷蔵庫等の生活家電や什器等の購入費の新規計上、並びに、来年 4 月執行の山口県議会議員選挙の準備事務費の新規計上ほかであります。次に民生費につきましては、サービス利用者の実績見込み及び補装具の支給申請の増加による障害者自立支援給付費の増額ほかであります。次に衛生費につきましては、県のグリーンニューディール基金からの全額補助を受け、防災拠点再生可能エネルギー導入事業として町民センターに太陽光発電システムやハイブリッド外灯設備を設置するため

の設計監理委託料や設備工事費の新規計上ほかであります。次に農林水産業費につきましては、河内地区が加わったことによる農地集積集約化対策事業交付金の増額、また林業専用道東イラオ山線の終点付近の地盤が軟弱なため置き換え土の必要が生じたための工事費の増額ほかであります。次に商工費につきましては、ビーチクリーナーのクローラーの破損に伴う修繕料の新規計上ほかであります。次に土木費につきましては、道路施設点検の義務づけに伴う橋梁点検業務委託料の新規計上、並びに町道郷川線及び町道畠田柳尾線の平面図作成業務委託料の新規計上ほかであります。次に教育費につきましては、武道館改修工事の竣工と町制施行60周年を記念して有名柔道選手を招聘して柔道教室を開催するための指導者謝金の新規計上、また宇田ふれあいグラウンドのトイレ新設工事費の新規計上、さらに台風19号で破損した体育センター競技場のドアの改修工事費の新規計上ほかであります。次に災害復旧費につきましては、実施設計の単価更正等による25災公共土木施設災害復旧工事費及び26災公共土木施設災害復旧工事費の増額であります。次に諸支出金につきましては、柳橋分譲宅地の埋め立て工事のための進入路取り付け工事費の新規計上、及び用地については、現在、土地開発基金で購入しておりますので、これを一般会計に買い戻すための公有財産購入費の新規計上であります。

次に、議案第14号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）につきましては、制度改正に伴う国保情報データベース保守委託料の増額や出産見込み件数の増による出産育児一時金の増額ほかであります。

次に、議案第15号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3回）につきましては、人勸に伴う人件費のみの補正であります。

次に、議案第16号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3

回) につきましては、地域密着型介護老人福祉施設への入居者が減少する一方で、介護保険施設への入居者が増加により居宅介護サービス費と介護保険施設サービス費を組み替えるものであります。

次に、議案第 17 号、平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回) につきましては、上下水道システムの導入に係る委託料、及びこれに使用する水道検針用ハンディーターミナルの購入費の新規計上、並びに惣郷簡水の導水管の管内洗浄工事費の新規計上ほかであります。

次に、議案第 18 号、平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回) につきましては、上下水道システムの導入に係る委託料の新規計上であります。

次に、議案第 19 号、平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回) につきましては、これも同様に上下水道システムの導入に係る委託料の新規計上であります。

次に、全員協議会での全協報告第 1 号、契約の締結について、につきましては、町の執行にかかる主な工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げますのでございます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案をいたしました議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番、長嶺吉家君、1 番、小田達雄君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 5 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 12 月 11 日から 18 日までの 8 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 12 月 18 日までの 8 日間と決定いたしました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 1 名ありますので、議長において発言を許します。2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様おはようございます。私からは 3 点ほど、今回一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項の 1、次世代や自治会を応援する施策についてお尋ねしたいと思います。私は、この町で生まれ、この町で育ち 45 年の月日が経ちました。生まれた年の出来事として、我が国の国民総生産、GNP が世界第 2 位になったこと、アメリカの宇宙船、アポロ 11 号が人類初の月面着陸に成功したこと、

日米首脳が共同声明で沖縄を返還すると発表したこと、住友銀行が現金自動支払機を設置したこと、翌年には大阪万博が開催されたことなど様々な出来事がありました。当時の家庭環境をみても、昔の多くが三世代同居という風景を眼にしてきました。俗に言う漫画ではサザエさん一家の光景と思われます。家族内の行事、集落や地区の行事など何をとっても活力がありました。各地域に個の力があり、マンパワーの集合体により様々な取り組みが自発的に行われていたのです。昭和最後の年となる昭和63年に就職した私がお世話になった人は、明治、大正、昭和初期生まれの方も数多くいらっしゃいました。祖父母や両親とのつながりやしきたり、文化などを教えていただいたものです。現在、活躍されていらっしゃる戦前、戦後生まれの先輩の皆様も当時は、今の私の世代であったのです。それから27年後の現在はどうでしょうか。その戦前、戦後世代の方たちが明治、大正の時代で行われてきたことを継承されてきましたが、今では年齢も70歳代となっています。問題は今後の5年、10年後の町の状況であります。現在の阿武町の20歳代から40歳代人口をみると非常に少ないことが現実です。私の中学校時代の同級生を例にとっても、阿武町在住は1割にも満たない状況です。希望就職先が北浦地方になく、町外に出て行く者が大多数を占め、日常生活を含め、同級生のパワーをあてにすることは出来ず、限られた同世代で相談しながら対処しているのが現状です。本来ならば、各世代がいて文化継承がスムーズにいかねばなりません。残った数少ない若者だけで、文化継承を受け継ぐことが困難な時代になってきているのは事実です。自治会を分析するうえで一番重要なことは、年齢構成に眼がいきますが、地域や他人を語る前に自分の子供にしっかり引継ぎができていますか。各家庭の個の集合体が自治会であり、その延長が阿武町であります。この基盤がなくして阿武町の存続はありませんし、国が推し進める地方創生にもなりません。新規定住者と現在、阿武町に住む若者のパワーが将来の阿武町をつくるのです。限界集

落対策や人口定住策であるベッドタウン構想は非常に需要です。しかし、現在の各地域が維持できる対策も重要です。そのためには、私の子供は都会に出ているとかではなく、将来を考えてもらう。各家庭はもちろん、地域の集会においても、こういった発言が繰り返されることできれば引継ぎ世代の使命感と役割認識がより高まるのではないのでしょうか。生産人口も少なく、3,700人弱の町である阿武町は待ったなしです。私たちの世代は先人や先輩と同じようなことをやっても成功する時代でもなく、転職機会があればそこに挑戦する者も多くいます。過去は参考書であり、今後の行政においても、ハード面と同時に阿武町の人口定住につながる町の魅力の発揮、スモールかつインパクトな町づくりを内外に発信し続けなければなりません。いわゆる阿武町の付加価値の提供です。営業展開や仕組みを構築するうえで、SWOT分析が重要なポイントですが、最終的にはやる気×やり方と言われます。また、今日の時代には、やり方は3乗、4乗とも言われます。燃えるような情熱となるほどと思わせることができる知恵です。そして一過性だけではなく、継続的に阿武町独自の仕組みをつくること。中間層や若年層は、今後、阿武町がどんどん熱い展開になることを多いに期待しています。非を追求するだけではなく、是を伸ばす。是も非も、建設的であり、生産性が上がらなければ意味がありません。議会も同じです。とにかく、今は阿武町の強みを徹底的に伸ばす時期です。町長及び執行部の職員の熱さと議会の熱さがあって、真の両輪です。また、執行部である職員の皆さん自身にわくわく感がなければ、その事業に成功はありません。政策プロセスをさらに見える化し、活動が分かるようになれば、町民の皆様により一層理解され建設的なアイデアもいただけたと思います。

次年度に発表される阿武町基本計画、基本構想は非常に重要なものです。町民の皆様に、分かりやすく、はっきりとメッセージを発信されることと思います。本丸は、町民全体が胸を張って、阿武町が好きだ。と思うようになること

です。若者が住むなら、子育てするなら阿武町。高齢者が安心できる阿武町、海に行くなら阿武町、農業するなら阿武町、と外部から最近の阿武町は他の町と一味違うと感じていただくことに尽きます。このことは、6月の議会でもお伝えしております。本計画策定にあたり、国の制度設計ともリンクしながら、職員の皆様のアイデアも発揮されると思いますが、大胆な施策に一つ一つに味を付け、地方という毛細血管に血が流れ、成果に繋がる行動計画を議論されることを願います。

そこで中村町長に質問します。

これからの阿武町を支える次世代や自治会を応援し、地域を活性する意味で後継者の士気を高める新しい施策を盛り込むことができないでしょうか。また、地方創生についてこれからは市町村間競争と述べられています。すでにお考えの場合、具体的にどういった阿武町独自の地方創生策なのかお尋ねします。

私からは、第 1 点を終わりたいと思います。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の1項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2番、小田高正議員の次世代や自治会を応援する施策についてのご質問でございますが、ご質問の趣旨は、地方創生には、若者などの次世代や自治会が活性化し、そしてその力を結集し、また力を借りながら魅力と特色のあるまちづくりが必要であり、そのための施策をどう考えているかということであると理解をしているところでございますが、このことにつきましては、去る9月議会定例会の中野祥太郎議員のご質問に対する答弁の際にも少し触れたところでございますが、ご案内のとおり今年5月の日本創成会議の消滅可能性自治体の発表が、国内の自治体に大きな衝撃を与え、私自身も大変な危機感を持ったところでございます。

ここで、人口シミュレーションについて、少し触れておきたいと思いますが、

人口シミュレーションは、総務省の外郭団体の、国立社会保障人口問題研究所のものが一般的に知られていますが、これは、直近の国勢調査を基にコーホート要因法という手法により、過去30年間の推移から傾向を出し、年少、生産年齢、高齢者、後期高齢者の各階層別人口及び総人口を推計するものでありますが、これによりますと阿武町の2040年の人口は、1,701人となっているところでございます。

また一方で、話題となっております日本創成会議のシミュレーションにつきましては、国立社会保障人口問題研究所の推計手法に独自の解釈を加え、総人口や20歳から39歳までの出産可能な若年女性人口を推計するものでありますが、これによりますと2040年の阿武町の総人口は、1,594人となっているところでございます。

このように人口推計は、その手法、解釈によって大きく答えが変わってくるところでありますが、ここに来て、これらの推計方法に疑問が投げかけられてきているところでございます。

それは、これらの推計は過去の国勢調査人口の減少率等がそのまま続くものとしての推計であり、特に、東日本大震災以降、一部の過疎地域に見られるような、若者を中心とした都市圏からの移住、定住の、いわゆる田園回帰の動きが反映されていないとの指摘であるところでございます。

実は、過疎地域の人口減少問題に以前から取り組んで大変定評のあります島根県中山間地域研究センターが独自の推計手法を構築しておりまして、これは、直近5年の住民基本台帳の人口を基に、コーホート要因法ではなく、コーホート変化率法によって2040年までの年少人口、若年女性人口、総人口を推計したものでありますが、これによりますと阿武町の2040年の人口は、1,802人となっているところでございます。

ここで注目しておきたいのは、この島根県中山間地域研究センターが、どの

ような人口動態があれば人口減少が収束するのか、というシミュレーションを出しているところであります。そして、これが誠に興味深い訳でありますが、3つの人口動態要因によって人口減少が沈静化するという考え方であります。

具体的には、先ず1つは、人口1,000人に1組の30歳代前半の4歳以下の子どもを連れたU、Iターン夫婦の転入、そして2つ目が、人口1,000人に1組の20歳代前半のU、Iターン夫婦の転入、そして3つ目が、人口1,000人に1組の60歳代前半のU、Iターン夫婦の転入があれば人口減少が沈静化するというものであります。

高齢者人口が減少に転じ、出生者との差である自然減が、一定限まで進んだ段階で、人口減少が沈静化するというものであります。

これは、島根県では、実際に立証されており、山口県もこの推計方法に大変関心を持っておりまして、先般、県の方から推計についての依頼等もあったところであります。

そして、これを阿武町に当てはめれば、人口が3,700人でありますので、3組か4組の30歳代前半の4歳以下の子どもを連れたU、Iターン夫婦の転入、そして同じく3組か4組の20歳代前半のU、Iターン夫婦の転入、そして3組か4組の60歳代前半のU、Iターン夫婦の転入があれば人口減少が沈静化するということになるわけであります。

本町は、高齢者人口については、既に減少に向かっていますが、この条件がクリアできれば、阿武町の2040年の人口は、3組の場合で、2,719人、4組の場合ですと、2,938人となり、他の推計より約1,000人から1,200人多い人口が残ることになるわけであります。

また、小中学生の数は、現在の小学生120人程度、中学生60人程度と、ほぼ変わらず維持できることになるわけであります。

推計は推計、と言ってしまえば元も子もありませんが、このU、Iターン施

策が本町の将来の人口に大きく関係することは間違いありませんし、空き家バンク等を実施している近年では、この要件をクリアしている年もあるというふうに認識をしております。

こうした中、小田高正議員のご質問にも関係しますが、現在策定中の新たな基本構想基本計画、また新年度からの人口定住施策については、こうした視点に立った、これからの阿武町を担う、あるいは自治会を含む、地域を背負って立つ次世代である若い世帯、子育て世帯、あるいは I ターン、U ターン者等に対する本町の独自性のある誘致、支援対策を講じていくことが阿武町の存立の要であると考えている次第であります。

後ほど議案第 3 号でご提案をいたしますが、阿武町定住促進条例もこのような考えのもとにご提案しているものであります。今まさに平成 27 年度以降の 5 カ年の実施計画を策定の真っ最中でありますので、今回の小田議員のご意見等も踏まえた形で、なお具体的で効果的な施策を検討していきたいと考えているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい、再質問」という声あり。)

○議長 はい、2 番。

○2 番 小田高正 今回の質問についてはですね、基本的に共有の認識というか、町民の皆様と一緒になった危機管理意識というものを投げかけたつもりなんで、基本的に今丁度、来年度から始まる基本計画の 5 カ年間、真っ最中だと思いますんで、その辺については色々な、様々な審議会委員の方ともお話があると思いますんで、この辺で私の方は質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長 答弁はいいですか。

○ 2 番 小田高正 はい。

○ 議長 それでは、再々質問ないようですので、2 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○ 2 番 小田高正 続いて 2 点目、中学生の企業研修における成果について、皆様もご存知のとおり、戦後 69 年が経ち、日本も先進国として国際社会の最前線にいます。企業間でも一つの国の常識では通じないグローバル社会であり、産業競争は益々激化しており、大手企業でも増収増益、減収減益等、安定した曲線はなく、環境の変化は凄まじいものと日々感じております。また、国の制度に沿った事業でも、180 度方向転換し、先行きが見えない中小零細企業は多いものと感じております。国際情勢や産業競争に見る綱引きが常識であるためです。日本は、戦後から劇的な復旧を果たし、高度経済成長の波に乗り、いくつもの産業ができ、そこには需要と供給のバランスがあり、雇用と賃金に安定がありました。今では信じられない定期預金金利も 10% という時代もあり、マイホームや旅行など人生プランも現実味があった時代です。そういった時代から、バブル経済が崩壊し、長期に亘るデフレ社会の渦に巻き込まれ、今日では、雇用形態も大きく変わってきました。だからこそ、雇用されるこれからの若者も時代認識をするために、生徒自身の能力向上に向けて、近隣で活躍されている企業経営者や幹部社員の皆様に依頼して、企業の考えや教育方針、社会人の心得などを生でお聞きして、中学生という若い時代に、企業の考えを取り入れておくことが今後も重要と思われまます。

そこで小田教育長に質問します。

グローバル経済のもと、夢を持って社会に飛び立つ中学生の生徒を対象に、学校教育では味わえない企業倫理、企業活動など最前線で活躍されている方に依頼して、日頃の体験談を学ばせ、若い時から社会人としての準備を植え付け、このことが将来の参考書となり、多くの阿武町の生徒が社会で飛躍してもらう

きっかけ作りの場として様々な取組みを実施されておられますが、生徒や保護者からどのような反響があり、成果に繋がるものとなったのか。お尋ねします。

○議長 ただ今の、2 番、小田高正君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。教育委員会教育長。

○教育委員会教育長 2 番小田高正議員のご質問にお答えします。

中学生の企業研修における成果についてのご質問でございます。

現在、少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など変化の激しい時代の中では、社会の変化に主体的に対応し、文化の発展に貢献できる、個性豊かで創造性豊かな人材の育成をめざした教育の実現が強く求められています。

阿武町においても、この課題に答えるために、学校、家庭、地域社会が教育活動を共有しながら一体となって、いきいきと未来に輝く人づくりに務めることを重点目標としております。

その中でも、将来を担う若者たちに勤労観、職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的としたキャリア教育を、小学校中学校で進めております。

まず最初に、このキャリア教育についてご説明いたします。

キャリア教育とは、一人ひとりの社会的職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育と定義付けられています。自分が自分として生きるために、学び続けたい、働き続けたいと願い、それを実現させていく姿がキャリア教育のめざすものであります。

キャリア教育では、4 つの能力を身につけさせることを目的としております。1 つは、人間関係形成、社会形成能力、2 つ目は、自己理解、自己管理能力、3 つ目は、課題対応能力、4 つ目は、キャリアプランニング能力であります。これらの 4 つを総称して、基礎的汎用的能力と呼び、社会的職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度のことを示しております。

1 つ目の人間関係形成、社会形成能力とは、多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聞いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ、他者と協力、協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力であります。

2 つ目の自己理解自己管理能力とは、自分ができること、意義を感じることに、したいことについて、社会との相互関係を保ちつつ、自分自身を理解し、主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情をコントロールし、今後の成長のために進んで学ぼうとする力であります。

3 つ目の課題対応能力とは、仕事をする上での様々な課題を発見分析し、適切な計画を立て、その課題を処理し解決することができる力であります。

そして 4 つ目のキャリアプランニング能力とは、働くことの意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、働くこと、それをしっかり位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力であります。

町内の各学校において計画的に実施しているキャリア教育は、各教科や総合的な学習の時間、道徳をはじめ全ての教育活動を通じて、児童生徒自身の将来や社会のあり方と照らし合わせて考えさせる指導を行っております。

中学生や保護者からどのような反響があり、成果に繋がるものとなったか、についてのご質問がございましたが、それぞれの中学校において実施しています、地域の事業所や地域人材の活用によるキャリア教育についてご説明いたします。

阿武中学校では、役場民生課が行っているヘルスサポート事業において、地域で活躍されている方を学校へ招き、魚料理実習や弁当作りを行ったり、福祉体験として清光苑や恵寿苑を訪問し、働いておられる職員の方から、仕事の内容や仕事に対する熱意などをお聞きしたりしています。

また、福賀中学校では、福賀地区のスイカ部会の方や、うもれ木の郷の方をお招きして、地域の方から学ぶミニ講演会を行っています。その講演会では、地域で働いておられる先輩たちから、夢や希望を持つ後輩たちへ、大きなエールを送っていただいております。

このように、先輩である地域の方々のご理解やご協力により、社会人としての心構えや準備、社会で飛躍するために現在の自分を振り返るなど、これから社会に参画する生徒にとって、大切なきっかけ作りをしているわけであります。

その他、2年生は毎年、夏季休業中に1日または2日間の職場体験活動を行っております。職場については、生徒の希望により、阿武町内や萩市の企業や営業所で行っております。

今年度の職場体験は、福賀中学校では3事業所、2日間で行いました。阿武中学校は、1日のみでしたが、15事業所で行っております。この中で、たとえば福賀中学校の生徒は、水産関係の事業所に行ったわけですが、朝5時から実際に船で漁を体験したという例もございます。

それらの体験を通して、生徒一人ひとりがそれぞれの職場で指導していただいた担当者や職場の方々から、それぞれ、その企業における倫理はもとより、仕事に対する熱い思いや願い、そして近い将来、社会へ出て行く子どもたちへ、希望が持てるような温かいお言葉をいただいていたそうでございます。

この体験を通じて、多くの生徒が現場の職場でしか味わうことができない貴重な体験や、地域産業に対する深い理解、幅広い職業観を育むとともに、体験活動で学んだことを、その後の学校生活において生かそうと、何事も主体的積極的に取り組んでいる姿が見られます。

また、これからの自分の目標や思いを発表する立志式においても、将来や夢の実現に向けての強い気持ちが表れています。校舎内や教室に掲げられております子どもたちの志や、大きな成長が伺える言動の変化は、保護者の方々も強

く感じていただいていると思います。

また各学校では、保護者に対しても、キャリア教育に関する理解を深めてもらうために、毎年、文化祭、学校祭などを利用してその取り組みの発表を行っており、生徒それぞれが職場体験活動を通して学んだことや感じたこと、そして将来に対する夢や希望について発表しております。学校におけるキャリア教育に対する保護者や地域の方々の理解や協力も、年々深まっております。

また、奈古地区と福賀地区の中学校校区を中心として取り組んでいる地域協育ネット、また山口県が取り組んでいるやまぐち教育応援団による地域人材の活用も進んでおり、それぞれの中学校の生徒が、地域から学ぶ、地域の人々から学ぶ、そして地域とともに育つ教育的環境作りが進んでおります。これも、阿武町の子どもたちを、保護者や地域が一丸となり育てていこうという思いが醸成されている現れだと言えます。

阿武町では、教育推進方針の重点項目の 1 つとして、ふるさと愛を基盤としたふるさと教育の推進において、阿武町を愛し、誇りに思い、自信を持って語れる児童生徒の育成、そして地域の特性を生かした魅力ある教育課程の編成、さらに学校間交流学習、体験活動の推進、総合的な学習の時間の工夫と実践の 4 つを重点的に進めております。今後も、福賀中学校のミニ講演会のように、限られた時間数の中で実施可能な取り組みとして、町内はもとより他地域で活躍されている先輩たちによる講演会等を進めていくとともに、阿武町の生徒が夢や希望を胸に、社会へ大きく羽ばたいていくことができるように、ふるさと愛を基盤としたふるさと教育を中心に、キャリア教育の推進を進めていきたいと考えているところでございます。

以上で、答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問。」という声あり。)

○議長 はい。2 番。

○2 番 小田高正 今、質問の内容に対して、ほとんど答えられましたんで、皆さん方も理解が深まったんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと参考に教えていただきたいんですけども、様々な取り組み、教員委員会の方でされております。理解もより一層深まるかと思うんですけども、ちょっと保護者からの意見というものが聞こえてない部分があるんで、敢えて聞いたんですよ。もう 1 点は、生徒の方から、または保護者の方から、こういった研修をしてもらったらいいよね、とかいうのがあれば、参考に教えていただきたいんですけども。そういう要望とかは実際ありますか。

○議長 教育長。

○教育委員会教育長 先ほど述べましたように、中学校で行っている職場体験活動というのはキャリア教育の大きな位置を占めているわけでございます。この取り組みについては、子どもたちが主体的にやるということでございまして、子どもたちの職業観あるいは将来観というものは、だんだんと培われていくものでございまして、まだ小学校から中学校へ渡る時期では、はっきりしたものはございません。ただ、子どもたちの関心があることによって、あるいは子どもたちの様子によって将来が見通せるということがあるわけでありまして、まだ子どもたちにこのようなことをさせたいとか、子どもたちがこのようなことをしたいというのは、今具体的に掴んでいるわけではありません。ただ、キャリア教育というのは、将来に向かって生きていく基本を培うものでございまして、義務教育で行うキャリア教育というのは、やはり将来を見通して自分がどのように生きていこうかということ働きかけるのが大事なことなんじゃないかと思うわけでございます。要するに義務教育で行うキャリア教育といえますか、将来をつくるというのは、将来人間として立派に育つための基礎を培うのが義務教育でございまして。そのような意味で様々な経験させていくとい

うふうな方向で考えております。なお、この取り組みについては、子どもたちの思いを大切にすることですので、今回の福賀中学校での 3 つの事業所、あるいは阿武中学校での 15 の事業所については、生徒一人ひとりのそれぞれの思いで選んだということが、子どもたちの豊かな感性の現れとされているところでございます。

○議長 2 番、再々質問ありますか。

(2 番、小田高正議員「はい、再々質問。」という声あり。)

○議長 はい。2 番。

○2 番 小田高正 ありがとうございます。今ので十分理解できました。あと 1 点ですけども、28 年の 4 月に阿武中学校と福賀中学校が統合します。私も父兄の時に、丁度子どもが、宇田中の方が編入されて阿武中学校となりました。保護者の方と色々話す中で、やっぱり奈古に来るといのか、福賀もそうだと思うんですけども、宇田中学校のその当時の保護者の方は、やっぱり色々なことで不安視されていた、ということがありますんで、できたら、2 年後です、福賀中学校の保護者の方も安心できるように、また生徒の方も安心できるように、今 3 事業所と阿武中学校が 15 事業所ですか、あると言われましたけども、あとまだ時間がありますんで、最適な、福賀中の方が来られてもストレスのない、いい制度設計の方もお願いしたいと思います。その辺、もしあれば。

○議長 教育長。

○教育委員会教育長 福賀中学校の統合につきましては、これまでの議会でご報告したとおりでございまして、教育委員会といたしましては、28 年の 4 月をもって統合するという結論になったわけでございます。統合につきましては、やはり子どもの立場を考えながら、子どもたちの心の負担がないようにということで、現在取り組んでいる状況といたしましては、その後保護者を中心とした協議会を持ちながら、その中で、子どもたちがスムーズにというこ

とは、まず取りあえず、交流活動をしっかりしていただきたい、という要望がございまして、小学校のときから十分やるということで、実際行っている運動会とか音楽会等で行っておりますし、中学校につきましても、進学説明会あるいは合同音楽会、この間も進学説明会というのをやったわけでございますが、この 12 月に行います、町民音楽祭でも合同で参加を進めております。滑らかな統合を進めるためにも、十分時間をかけていただいて、しっかりと交流を深めながら、滑らかな統合ができるようにしたいと思っているところでございます。

○議長 2 番、続いて 3 項目目の質問を許します。

○2 番 小田高正 3 項目目です。障がい者、高齢者に対する災害時の避難誘導についてです。

25 年 7 月 28 日、そう言えば誰もが、あの山陰豪雨災害を思い浮かべると思います。阿武町もその被災地域であり、幸いに亡くなられた方はなかったものの数多くの思い出を残されたまま被災地から転出された方もいらっしゃいます。このことは、阿武町において、裏山をかかえておられる住民の方も多く、他人ごとではありません。防災意識の中で、避難警報、避難勧告とよく聞きますが、健常者の方については、突発な対応ができるかもしれません。しかし、障がい者や高齢者は、自らが考え行動して避難ができるとは限りません。特別な誘導が必要です。また、このことは先日、身体障がい者に該当する家族から直接、相談を受けたところです。防災意識の啓発については、防災無線や自治会長を通じ、住民の皆様にも周知徹底されていると思いますが特に注意が必要な障がい者や高齢者への避難誘導については、近隣住民の協力も必要と思います。また、このことは自治会に温度差があってはならない重要なことであり、今後は新規定住者の協力も必要とされます。皆様もご存知のとおり、阿武町では、先月、各自治会役員の皆様にも参集を願い、障がい者や高齢者などをしっかり自治会内で掴んで、防災訓練や災害時に自治会内で把握できる体制の確立に向けて、説

明会を開催されました。素晴らしい取組みであり敬意を表します。災害はカレンダーどおりという訳にはいきません。時間も指定できず、被害規模も発生時には把握できません。また、今後は、高齢者が高齢者を救助することにも限界があり、プライバシーの要素も多く含んでおります。この取組みは大変重要であり、議会を通じ町民の皆様に改めて執行部のメッセージをお願いしたいと思い、取り上げさせていただきました。

そこで、中村町長に質問します。

今後は、各自治会内において、周知徹底されると思いますが、いざという時、若者や中間層の協力が不可欠となります。また、防災を通じて新しい絆が世代間で生まれてくるかも知れません。もちろん各自治会が自発的に考え、活動していくことが理想ではありますが、高齢化が進む阿武町、そして今後は、一人世帯も増加することが顕著であります。行政の長である中村町長は、この取組みを地域総ぐるみとして、どのように各自治会に促し、どのような体制を求めておられるのか再確認のうえ、お尋ねします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の3項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 障がい者、高齢者に対する災害時の避難誘導についてのご質問ですが、このことの重要性、またその難しさについては、昨年7月の豪雨災害の時も痛切に感じたところであります。

こうした中、国においては平成23年の東日本大震災の死者のうち、高齢者や障がい者の死者数が全体の約6割に上ったことを重要視し、平成25年の災害対策基本法の改正において、高齢者や障がい者等の災害時の避難行動に第三者の支援を要する人の名簿であります、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、その作成にあたっては、個人情報を利用することができること、また避難行動要支援者からの同意を得て、その情報を役場や消防、また民生委

員さん等の避難支援等関係者が共有できることになったところであります。

実は、こうした名簿は、義務化はされておりましたが、以前から民生委員さんを中心に、災害時要援護者名簿として整理されていたところですが、個人情報保護との観点から、関係機関での共有も難しく、なかなか有効活用ができていないのが現状でありました。

ご指摘がありましたように、先月 13 日と 19 日の昼と夜の 4 回に分けて開催いたしました説明会につきましては、自治会長や自治会役員の方々、あるいは民生委員、児童委員、また友愛訪問員の方々にご参集いただき、法改正の趣旨と、今後行うべき避難行動要支援者名簿及び支援計画の作成の具体的手法とスケジュールをご説明し、早速その場で、避難行動要支援者の絞り込み作業を行っていただいたところであります。今後は、この絞り込み結果により、対象となった方々の同意を得て、具体的に誰が誰をどういった方法で避難支援するのか、自治会で人や方法を協議、選定していただいて、これを基に町が避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を今年度中に立てなければならないことになっているところでございます。

これまで、それぞれの自治会においては、毎年避難訓練も実施され、民生委員、児童委員さんは、災害時に一人も見逃さない運動に、また友愛訪問員さんは、見守り活動に取り組んでこられました。これからは、なお一層の連携が必要となってくるところでございます。

また、今回の災害対策基本法の改正では、自助、共助の視点に立ち、災害時に死者を出さない、そして自分の命は自分で守る、また自分たちの地域は自分たちで守るという基本理念も明文化されたところでございます。

いずれにいたしましても、災害時に迅速に要支援者を支援できるのは最も身近なご近所の方々、まさに自治会の方々であります。

来年早々には、担当課の方から自治会に対し支援者選定の依頼をする手はず

になっておりますので、選定にあたっては、是非自治会全体で真剣にご協議いただき、個別計画がスムーズに作成されますようお願い申しあげる予定になっております。以上で、答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。2 番。

○2 番 小田高正 このことは人のハザードマップと言っても言い過ぎじゃないと思います。そういった方が、不安視されて、取り残されたらどうしようかという、素直なお気持ちなんですよね。だからこの辺については、シミュレーションにシミュレーションを重ねて、やって行かれると思いますので、最適な行動計画とかりスク管理というか、そういったものをきちんとして、そういった該当者に分かりやすいメッセージを促していただけたらと思います。私の質問は以上です。

○議長 町長。

○町長 まさに、小田高正議員、今仰ったとおりであろうというふうに思っております。やはりその当事者にも、そのことを理解していただく必要がありますし、また自治会の方々にも理解していただく、お互いが、それぞれの関係機関が共通認識を持つことはもちろんでございますが、その当事者の方々にもそういった意識を持っていただき、また理解していただく。そのことが一番重要だろうというふうに思っているところでございます。高齢化が進んできておりますので、本当にこの対策については待ったなしというふうな認識を私も持っておりますので、来年早々には、そのことに取り組んでまいりまして、今年度中ですから、もうあと 4 ヶ月弱しかないわけでありまして、その計画策定に向けて鋭意取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 これをもって、2 番、小田高正君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10時16分

再 開 10時26分

日程第 4 議案第 1 号から日程第 22 議案第 19 号を一括上程

○議長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 22、議案第 19 号までを一括上程します。

まず、日程第 4、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回））について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成 26 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回））をご説明いたします。本案件につきましては、一般会計補正予算（第 4 回）の専決処分ではありますが、500 万円を追加するものであります。次のページをお願いします。

これは、専決処分書の写しであります。専決の理由といたしましては、来る 14 日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査にまつわります関係経費であります。解散後直ちにポスター掲示場等の選挙の準備事務を開始しなければならなかったことにより、予算を早急に補正する必要が生じ

ましたので、専決処分を行ったものであります。別冊の補正予算をお願いいたします。

(総務課長 衆議院議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、日程第 5、議案第 2 号、阿武町協働のまちづくり条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 3 ページです。議案第 2 号、阿武町協働のまちづくり条例をご説明いたします。

本条例につきましては、町制施行 60 周年を記念し、町と町民が協働協力してまちづくりを行うための基本理念あるいは基本的事項等を定める、いわゆる規範的条例の新規制定であります。

まず前文であります。町の将来像である夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町の創出のためには、自助、共助、公助の社会の役割分担のあり方に基づいて、それぞれの果たすべき責務及び役割を理解し、町民と町が力を合わせて協働のまちづくりをめざすとしております。

次に、第 1 章は総則ですけれども、第 1 条は目的で、この条例は、本町における協働のまちづくりの基本理念や基本的事項、あるいは町民それから町の役割を明らかにするものであることを唱っております。

次に、第 2 条は定義ですけれども、まちづくりとは、住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みであること。それから町民とは、本町の居住者以外にも、町内で働く人や団体を含めること。そして町とは、町長その他の町の執行機関であること。それから事業者とは、町内で営利事業を行う個人または法人であること。それから協働とは、町民と町または町民同士、これが共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にしてともに取り組むこと。それから地域コミュニティーとは、住民が自主的に参加し、協力しながら住みよい地域社会を作ることを目的として構成された集団をいうこと。町民活動とは、非営利の

自主的な社会参加活動で、不特定多数の人の利益増進や地域社会発展に寄与することを目的とするものをいうこと。

それから第 3 条は基本理念ですけれども、町民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。それから第 2 項は、町民及び町は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づき、それぞれの果たすべき責務及び役割を理解し、協働してまちづくりを推進するものとするとしています。

次に、第 2 章は町民及び町民活動団体の役割ですが、第 4 条は町民の役割で、町民の自発的なまちづくりへの参加の努力規定であります。それから第 2 項は、町民の自発的な町民活動への参加の努力規定です。

第 5 条は町民活動団体の役割ですが、町民活動団体の協働のまちづくりの推進に寄与するべき努力規定です。第 2 項は、町民活動団体の、町民に対し自己実現の場や社会参加の機会の提供の努力規定であります。次のページをお願いします。

次に、第 3 章は協働ですが、第 6 条は協働の推進で、町民と町の協働によるまちづくりを積極的に推進する努力規定です。

第 7 条は協働の環境づくりで、町民と町の協働によるまちづくりを推進するため活動拠点の整備等必要な環境づくりを進める規定です。第 2 項は、町は協働によるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策を実現するものとする規定です。

第 8 条は人づくりで、町民と町は、まちづくりの担い手を発掘し、または育成するよう努める努力規定です。第 2 項は、町は、まちづくりを支える人材を支援するよう努める規定です。

第 9 条は情報の共有で、町民と町は、協働によるまちづくりを推進するため、その情報の提供と共有をすること。

第 10 条は事業者の協力で、事業者は、協働によるまちづくりの推進に寄与す

るよう努めるものとする規定です。

第11条は地域コミュニティーの役割で、地域コミュニティーは、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安心して安全なまちづくりに務める規定です。第2項は、地域コミュニティーは、様々なまちづくりの主体と交流、連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする努力規定です。

第12条は地域コミュニティー活動の推進で、町民は、地域コミュニティー活動に自主的に参加、協力するよう努める規定です。第2項は、町民は、自らがコミュニティーを守り育てるよう努めるものとする規定です。

第13条は地域コミュニティー活動への支援で、町は、地域コミュニティーにその自主性、自立性を尊重しながら、まちづくりに関する情報の提供あるいは活動拠点の整備等必要な支援をするものとする規定です。

第14条は町民活動の役割で、町民活動団体は、その社会的意義を自覚し、知識や専門性を生かして、まちづくりへ貢献すること。第2項は、町民活動団体は、積極的な情報提供等により、その活動内容が町民に理解されるよう努めること。第3項は、町民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めること。

第15条は町民活動の推進で、町民は、町民活動への理解を深め、自発的かつ自主的に参加、協力するよう努める規定です。

第16条は町民活動への支援で、町は、町民活動団体にその自主性、自立性を尊重しながら、情報の提供や活動拠点の整備等の支援をする努力規定です。

次に、第4章は町政への参画ですが、第17条は町政への参画で、町民は、町の基本構想等の計画の立案から実施及び評価に至る過程に参画することができる規定です。第2項は、町は、町民が町政に参画する機会の確保に努めるようにすること。第3項は、町は、町民の意思を反映した行政運営を行わなければならない規定です。

第18条は付属機関の委員で、町は、付属機関等の委員に町民を選任するときは、公募をするよう努めなければならない規定です。第2項は、町は、その場合は、年齢構成や地域性等を考慮して幅広い分野から人材を登用するよう努めなければならない規定です。次のページをお願いします。

次に、第5章は町の責務ですが、第19条は行政運営で、町は、効率的で質の高い行政サービスの提供により町民の満足度の向上に努めなければならない規定です。第2項は、町は、社会経済情勢の変化や多様化に対応するため、町民にわかりやすい機能的で効率的な組織運営に努めなければならない規定です。

第20条は町職員の育成、意識改革等で、町長は、町職員に対して協働のまちづくりに関する研修等により認識を深めるよう努めなければならない規定です。第2項は、町職員は、職務遂行能力向上のための自己啓発に努めるとともに、町民との協働の視点に立って、町民との信頼関係の向上に努めなければならない規定です。第3項は、町職員は、地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない規定です。

第21条は説明責任ですが、町は、施策の立案、実施、評価の各段階で、その内容、効果等を町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない規定です。それから第2項は、町は、町民からの町政に関する質問、意見、要望等に対して、適切に応えるよう努めなければならない規定です。

第22条は情報の提供で、町は、町の財政状況や基本構想等の情報を適切な時期と方法によって、町民にわかりやすく提供するよう努めなければならない規定です。

次に、第6章は条例の尊重及び見直しですが、第23条は条例事項の尊重で、この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり町民及び町は、この条例に定める事項を尊重するようにしたものであります。

第 24 条は条例の見直しで、この条例は、必要に応じて、見直しを行うものとする規定です。

次に、第 7 章は雑則ですが、第 25 条は委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める旨の委任規定です。

なお、附則で、この条例は、阿武町制施行 60 周年記念の日の、平成 27 年 1 月 1 日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 6、議案第 3 号、阿武町定住促進条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 次に、議案第 3 号、阿武町定住促進条例をご説明いたします。

本条例は、人口定住対策の強化により一層の人口定住を促進するため、平成 6 年に制定し、内容としては U ターン奨励金や転入奨励金など各種奨励金を規定しております現行の阿武町人口定住促進に関する条例の内容を見直し、そして拡充し、各種奨励金の単価の増額、また新たに、新婚世帯や子育て世帯、あるいは I ターンの世帯が住宅を取得する場合においても、一定の奨励措置を講ずる等のための条例の全部改正であります。

まず第 1 条は目的ですが、人口の減少の抑制と地域の活性化を図り、豊かで住みよい文化のまちづくりに寄与することを目的とするとしています。

第 2 条は定義ですが、定住とは、永住が前提で住民基本台帳に登録があり、かつ実際の生活の本拠がそこに、阿武町にあることをいうこと。それから U ターン者とは、就業のために 1 年以上町外に住所を移していた町内出身者が、就業のため再び本町に住所を定めて、かつ定住の意思のある 50 歳以下の者をいうこと。年齢については、現行の 45 歳以下を 50 歳以下に引き上げています。I ターン者とは、町外出身者で、新たに本町に住所を定め、かつ定住の意思のある者としております。それから新卒就業者とは、学校卒業年度の翌年度末までに新規に就業する者をいうこと。それから住宅とは、台所、便所、浴室及び居室

を有する、専用住宅及び併用住宅をいうこととしております。それから新婚世帯とは、申請日現在で、夫婦いずれか一方が40歳未満である婚姻後5年未満の世帯をいうこと。それから子育て世帯とは、申請日現在で、15歳までの子どもを扶養している世帯をいうこと。それから空き家とは、空き家バンクに登録されている物件、これを指します。次のページをお願いします。町内施工業者とは、阿武町内に事業所を有する法人または個人の建築業者及び一般廃棄物処理業の許可を受けた業者のこと。それから町税等とは、阿武町税条例第3条で定める町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税等、や国保税、介護保険料、あるいは各種使用料等をいうこと。それから奨励金等とは、Uターン奨励金、Iターン奨励金、就業支度金、結婚祝い金、出産祝い金、住宅取得補助金及び空き家リフォーム補助金をいうこと。

それから第3条は事業内容ですが、当然定住の意思を大前提といたしますが、Uターン者へのUターン奨励金の交付からIターン奨励金の交付、就業支度金の交付、結婚祝い金の交付、出産祝い金の交付、それから次に、これからは新たに加えたものでございますけども、新婚世帯、子育て世帯それからIターンの方が住宅を取得した場合に、住宅取得補助金を交付します。金額等については後ほどご説明します。次にこれも新たなものですが、空き家バンクの登録物件の所有者または利用者が町内施工業者を使ってリフォームや不要物の撤去を行った場合の、空き家リフォーム補助金の交付です。今の2つが新たなものです。

第4条は具体的な奨励金等の額であります。11、12ページに別表がありますので、そちらをお願いします。参考までに12ページの下に現行のものとの比較をしておりますので、見比べながらお願いします。

Uターン奨励金は、単身世帯は、現行5万円を10万円に引き上げ。家族世帯は、現行20万円を据え置きます。ただし、新たに、中学生以下の扶養親族がい

る場合は、1 人につき 10 万円を加算します。ただし 30 万円まで、3 人ですけども、30 万円が加算の上限です。

I ターン奨励金は、現行の転入奨励金に相当しますけども、現行では、第一次産業就業者とそれ以外とに分かれておりましたが、これはどういった産業であってもこれを統一いたします、そして単身世帯は、現行 5 万円、第一次産業の場合は 10 万円ですけども、これを 10 万円に統一。家族世帯は、現行 10 万円、それから一次の場合は 30 万円でしたが、これを 20 万円に統一いたします。ただし、これも新たに、中学生以下の扶養については、1 人につき 10 万円を加算します。上限は 30 万円、これを適用します。

就業支度金は、現行 5 万円をそのまま据え置きます。

結婚祝い金は、現行 5 万円を 10 万円に引き上げ。

出産祝い金は、第 1 子が、現行 3 万円を 5 万円に、第 2 子が、現行 5 万円を 10 万円に、そして現行では、第 3 子が 10 万円、第 4 子が 20 万円、第 5 子以上が 30 万円と細かく分かれておりましたが、改正では、第 3 子以上は、1 人 20 万円に統一します。

次に、新たに設ける住宅取得補助金ですけども、新婚世帯、子育て世帯及び I ターン者が新築住宅や中古住宅を取得した場合に一定の金額を補助します。まず、補助対象経費ですけども、新築住宅の取得または中古住宅の取得費及び、新築住宅の場合にあっては、住宅の建築前 2 年以内に取得した宅地の取得費も含める。それから、中古住宅にあっては土地と家屋不可分なものがありますので、一体として取得した場合はこれを含めます。土地の取得費も含めるということであります。次に補助金の額ですけども、まず、基本の補助金については、新築の場合は、取得経費の補助対象経費の 10 分の 1、10 パーセントで、上限は 100 万円とします。中古の場合も、率的には 10 パーセントでありますけども、上限が 20 万円とします。次にこれに加える加算補助ですが、まず町内建築業者

の施工で新築した場合については、基本額に50万円を加えます。さらに、町に分譲宅地を購入して、住宅を新築した場合は、基本額に30万円を加算します。

次に、空き家リフォーム補助金ですが、補助対象経費は、空き家の50万円以上のリフォームがまず原則です。ただし、経費については、外構工事とかエアコン等の備品購入費は当然除きます。次に、不要物の撤去については、対象経費は、10万円以上の家財の処分費等の経費です。次に補助金の額ですが、まずリフォーム補助金は、町の空き家バンクの登録物件の所有者または権利者が、町内の建築業者の施工によりリフォームを行った場合に、補助対象経費の2分の1の額を、50万円を上限として補助します。次に、不要物の撤去は、同様の物件で、町内の一般廃棄物処理業者に委託して不要物の撤去を行った場合に、補助対象経費の2分の1、これは10万円を上限として補助します。9ページをお願いします。

次に、第5条は交付申請ですが、奨励金等の交付を受けようとする者は、規則の定める申請書を町長に提出しなければならない規定です。

第6条は奨励金等の交付で、申請書の審査や可否の決定は迅速に行わなければならない規定です。

第7条は交付の制限で、第3条第1項の1号から第4号までの2つ以上に該当するときは、いずれか高い交付額を支給する規定です。次のページにまたありますが、第2項は、第3条第1項の第1号から4号までの奨励金等は、同一世帯同一人について1回限り交付するという規定です。

第8条は交付決定の取り消しで、虚偽、不正の申請の場合は交付を取り消す規定です。

第9条は奨励金等の返還で、不正等によって交付を取り消した場合で、既に奨励金等が交付されている場合については、期限を定めてその返還を求める規定です。第2項は、Uターン奨励金等を受け取った者が一定の期間内に転出す

るなど、規則に定める返還要件に該当する場合は、その者から奨励金等を返還させる規定です。

それから第 10 条は奨励金等の不交付で、一定の要件に該当する場合は、奨励金等の支給要件に該当していても、交付しないことができる規定です。まず、本人または世帯員が、先ほど申した町税等を滞納している場合。また、本人または世帯員が暴力団員、あるいは暴力団員と密接な関係を有すると認められた場合。また、既に現行の阿武町人口定住促進に関する条例の規定による、同種の定住奨励金等の交付を受けている場合は不交付です。そして、本人または世帯員が過去に、10 条の奨励金等の不交付規定に抵触したことがある場合、これも不交付となります。

第 11 条は委任で、施行に関し必要な事項は、規則で定める旨の規定です。

最後に附則ですが、この条例の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日からといたします。ただし、第 3 条第 6 号の住宅取得補助金については、均衡の観点から、美咲第 4 分譲宅地の販売を開始した本年 7 月 1 日から適用するものとします。なお、この条例につきましては、時限的な条例といたしまして、この住宅取得補助金につきましては、約 5 年後であります平成 32 年 3 月 31 日限りで失効とします。それから、失効ではありますが、第 8 条の交付決定の取り消し及び第 9 条の奨励金等の返還規定は、奨励金の返還の義務が存在する限りその効力を有するものとします。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 7、議案第 4 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第 9、議案第 6 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの 3 件は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案書 13 ページをお願いします。

議案第 4 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

今回の改正は、人事院勧告の執行等に伴い、これに関連して国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正も同時に行われましたので、この規定に準拠しております町長の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。

具体的内容につきましては、14ページの新旧対照表にありますように、期末手当の支給月数を、現行の100分の155、つまり1.55月分、これを改正後は100分の170、1.7月分、差額として0.15月分引き上げる改正です。なお、教育長につきましては、この規定を準用しておりますので、同様に0.15月分の引き上げになります。また、これによる影響額につきましては町長で16万4千円、教育長で13万5千円と見込んでおります。なお、施行期日は、公布の日からですが、適用は12月分の期末手当の基準日の12月1日からとなります。以上で議案第4号の説明を終わります。15ページをお願いします。

議案第5号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

趣旨につきましては、今申し上げました町長のものと全く同じであります。

具体的内容につきましては、これも16ページに新旧対照表をお付けしておりますが、これも町長と全く同じでありますので、説明は省略をさせていただきます。影響額は、合計で29万2千円と見込んでおります。

次に、17ページをお願いします。

議案第6号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

趣旨につきましては、先ほど申したとおりであります。人事院勧告に伴い、職員の月例給、勤勉手当の支給月数並びに通勤手当ほかの改定を行う条例の一

部改正です。内容の説明を新旧対照表でいたしますので、26ページをご覧ください。

最初に、第 8 条の 5 の医師の初任給調整手当ですが、現行の月額 41 万 900 円を 41 万 2,200 円に引き上げる改正です。

次に、第 9 条の通勤手当ですが、通勤に自動車等を使用する場合、5 キロメートル未満については変更ありませんが、次のページをお願いします。5 キロメートル以上の場合、それぞれのキロ区分に応じて全体として増額しております。なお、詳細につきましては記載のとおりですので、省略させていただきます。

次に、第 17 条第 2 項の勤勉手当ですが、第 1 号は、再任用以外の職員、いわゆる一般の職員の現行の支給月数の 100 分の 67.5、つまり 0.675 月分を、改正後は、100 分の 82.5、0.825 月分に、差し引き 0.15 月分引き上げる改正です。なお、第 2 号の再任用職員であります。現在は対象者はありませんが、支給月数を 0.325 月分を、0.375 月分に、差し引き 0.05 月分引き上げる改正です。次のページをお願いします。これも該当者おりませんが、特定職員につきましては、支給月数を 0.325 月分を、0.375 月分に、差し引き 0.05 月分引き上げる改正です。17 ページをお願いします。

次に、一般職職員に適用する月例給の別表第 1、行政職給料表及び 21 ページの、医師に適用する月例給の別表第 2 の医師給料表も細かい改正であります。初任給者や若年層に重点を置いて、平均で 0.3 パーセントの引き上げとなっております。次に、24 ページをお願いします。

附則ですが、適用は、原則今年 4 月 1 日にさかのぼりますが、期末手当、あるいは勤勉手当については、基準日の本年 12 月 1 日の適用です。

なお、これら全て含めて、今回の一般職の職員の給与等の改正に伴う影響額につきましては、486 万 4 千円と見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第10、議案第7号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から日程第12、議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までの3件は関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の30ページをお願いします。議案第7号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から52ページの議案第8号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、それと72ページの議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3議案は、子ども子育て関連3法の施行に伴い、平成27年4月から子ども子育て支援新制度が開始され、市町村で新制度に係る施設の運営や事業の設備及び運営についての基準を条例で定める必要があるため、関連する3つの条例について、一括してご説明をさせていただきます。なお、3議案は合わせると50ページ近くになりますので、別に議案第7号から議案第9号までの説明資料をお付けしておりますので、議案書の78ページをお願いいたします。この説明資料によってご説明をさせていただきます。

今回上程した3つの条例は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、子ども子育て新支援新制度の来年4月からの開始に伴い、施設等の運営や事業の設備及び運営についての基準を条例で定めるものであります。

それでは、2の基準の概要及び内容の議案第7号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例からご説明をいたします。説明文の上から4行目になりますが、新制度では、認定子ども園、保育所、幼稚園などの市町村の確認を受けた教育保育施設や、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育などの市町村の確認を受けた地域型保

育事業所において、子どもが教育、保育を受けた場合、保護者が特定教育保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費を施設が受け取ることとなります。

これに伴い、特定教育保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、内閣府令において定めた基準を基に、市町村の定める条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされていることから、次表のとおり、必要となる基準を定めるものです。

なお、国の内閣府令で定めた基準は、従うべき基準及び参酌すべき基準で構成されており、本町におきましては、国の定める基準のとおりといたします。

ということで、次ページに各項目に関する基準を定める内容をお示ししておりますが、要は、保育所や幼稚園などの教育保育施設と新たに創設されました、地域型保育事業について、県の認可を受けていることを前提に、これらの施設、事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設、事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度が新たに始まることから、利用定員をはじめ就学前子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持など、国が定める基準を踏まえて、その運営に関する基準を制定し、今回条例化したものです。

続きまして、79ページの議案第 8 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、説明文の一番最後の行からになります。これまでも一部実施されてきた事業で、新制度では小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育所の 4 つの類型について、新たに市町村の認可事業として位置づけられました。現在、阿武町にはこれらの事業はありませんが、将来事業者の参入があった場合に備え、下表のとおり認可に係る設備及び運営に関する基準を定めるものです。

なお、国の内閣府令で定めた基準は、従うべき基準及び参酌すべき基準で構成されており、本町におきましては、国の定める基準のとおりといたします。

ということですが、もう少し付け加えますと、これは子ども子育て支援新制度において、原則といたしまして、満 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業でありまして、児童福祉法に基づく市町村の認可事業として新たに位置づけられるもので、定員数や保育の実施場所等により、家庭的保育事業等の 4 分類に区分し、各事業の認可に係る設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に 81 ページをお願いいたします。議案第 9 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、説明文の上から 4 行目になりますが、放課後児童健全育成事業は、これまで国や県が作成している放課後児童クラブガイドラインに基づき運営してきましたが、法改正により事業者は市町村への届け出が必要となったことから、下表のとおり、その設備及び運営に関する基準を定めるものです。

なお、国の内閣府令で定めた基準は、従うべき基準及び参酌すべき基準で構成されており、本町は、国の定める基準のとおりといたします。

ということではありますが、要するに、放課後児童クラブの設備、運営について、国の定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされ、従事者資格、指導人数、対象児童の明確化、施設規模の規定等を盛り込むものです。

以上のことから、阿武町の条例制定の考え方につきましては、いずれも国の定める基準と異なる内容を定める特別な事情がないため、国の定める基準どおりといたします。

また、3 の施行日につきましては、これら 3 つの条例について、子ども子育て関連 3 法の施行の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 13、議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改

正する条例について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 82 ページをお願いいたします。

議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件につきましては、出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正に伴い、来年 1 月 1 日から、出産育児一時金を現行の 39 万円から 40 万 4 千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 14、議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例、並びに日程第 15、議案第 12 号、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 2 件は、関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 84 ページをお願いいたします。

議案第 11 号、阿武町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、をご説明いたします。

今回の条例改正は、現行の使用料金体系が 2 種類となっているため、料金を統一し、平準化を図るため、料金を改正するものです。農業集落排水施設は、阿武地区をはじめ 7 つの処理施設があり、86 ページ以降に現行料金体系をお示ししておりますが、均等割額が 1,300 円と 1,600 円、人数割りが 700 円、580 円と 800 円、660 円のそれぞれとなっております。各施設の供用開始時期、処理区域内人口に違いはありますが、施設の老朽化に伴い、機器の更新経費、維持管理に関する経費が年々増加の傾向にあります。特別会計につきましては、独立採算が原則であり、また将来の大型機器更新の経費を基金に積み立てる必要があります。使用料金を統一することにより、不公平感の解消を図ることを目的に今回の改正を実施するものでございます。

続きまして、89ページをお願いします。議案第12号、漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

漁業集落排水施設は、奈古地区をはじめ3つの処理施設があります。91ページ以降に現行の料金をお示ししておりますが、現行料金体系につきましては、農業集落排水施設と同一となっております。改正の内容につきましては、農業集落排水施設と同一としておりまして、料金を統一し平準化を図るものです。

今回の改正によりまして、農業集落、漁業集落の各処理施設の料金体系は全て同一の料金体型となります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、日程第16、議案第13号、平成26年度阿武町一般会計補正予算(第5回)について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 93ページをお願いします。

議案第13号、平成26年度阿武町一般会計補正予算(第5回)をご説明します。

今回の補正額は、予算総額に1億4,339万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を30億2,010万1千円とするものであります。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。10ページ、1款議会費から。議会事務局長。

○議会事務局長

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、一般管理費、財産管理費、情報政策費、企画振興費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

○住民課長

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、山口県議会議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

○民生課長

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、農業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、阿武町西台放牧場管理費、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

○経済課長

(経済課長、商工政策費、観光費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、土木総務費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、社会教育総務費、町民センター費、阿武町昔話改訂事業費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、25 災公共土木施設災害復旧事業費、26 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。6 ページ、13 款国庫支出金から。総務課長。

○総務課長

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 以上で、一般会計の説明を終わります。

続いて、日程第 17、議案第 14 号、平成 26 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の94ページをお願いいたします。

議案第14号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に459万4千円を追加し、予算の総額を6億8,810万9千円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、日程第18、議案第15号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の95ページをお願いいたします。

議案第15号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に32万9千円を追加し、予算の総額を6,098万7千円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、日程第19、議案第16号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の96ページをお願いいたします。

議案第16号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に9万円を追加し、予算の総額を7億3,164万1千円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、日程第20、議案第17号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 97ページをお願いします。

議案第17号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明します。

今回の補正は、予算の総額に381万1千円を追加し、予算の総額を5,459万円とするものです。

（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、日程第21、議案第18号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 98ページをお願いします。

議案第18号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明します。

今回の補正は、予算の総額に13万4千円を追加し、予算の総額を7,792万1千円とするものです。

（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、日程第22、議案第19号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 99ページをお願いします。

議案第19号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明します。

今回の補正は、予算の総額に7万2千円を追加し、予算の総額を2,670万円とするものです。

（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 以上で、議案の説明は終了いたしました。

日程第 23 委員会付託

○議長 日程第 23、委員会付託を行います。

お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 19 号までの 19 件について、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思えます。ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 19 号までの 19 件については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会といたします。

全員ご起立をお願いいたします。一同礼、お疲れさまでした。

散 会 11時48分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家

阿武町議会議員 小 田 達 雄